

事業要件等審査表

| 事業名 | 確認 | 内容 |
|-------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 林業就労改善推進事業 | 社会保険等加入促進事業 | 当該年度の4月1日現在で満60歳以下の者である。 |
| | | 主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者である。 |
| | | 原則として、通年的に就労し、厚生年金、健康保険、雇用保険に加入している者である。 |
| | | 月給制の者、又は勤務日数年180日以上の日給月給の者である。 |
| | | 事業費は源泉徴収票の社会保険料等の欄の金額を使用している。 |
| | 林業退職金共済制度等加入促進事業 | 年間就労日数150日以上のものである。 |
| | | 主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者である。 |
| | 労災任意保険制度加入促進事業 | 主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者である。 |
| | 共通 | 通年的な就労が要件となっている事業は、退職者がいない。 |
| | | 事業主と雇用契約を交わした者である。又は、森林施業に従事することを主たる目的として事業主から任命された職員(林業技術、現業等)である。 |
| 写し等の書類については、当該年度のものである。 | | |
| 名簿と写し等とは整合する。 | | |
| 林業就業者定着促進事業 | 保育作業推進事業 | 事業主と雇用契約を交わした者である。又は、森林施業に従事することを主たる目的として事業主から任命された職員(林業技術、現業等)である。かつ、契約書等に下刈り手当を明記してある者である。 |
| 安全就労体制整備事業 | 労働安全衛生施設整備事業 | 該当する設備等の整備である。 |
| | | 1品目当たり2万円(エプネリン自動注射器を除く)を超えている。 |
| | 健康管理推進事業 | 当該年度の4月1日現在で50歳代の者である。 |
| 女性就労環境整備事業 | 健康増進事業 | 主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者である。 |
| | | 該当する設備等の整備である。 |
| 新規参入促進事業 | 新規就労支度金助成事業 | 年間就労日数180日以上を条件に協同組織等に直接雇用された当該年度の4月1日現在で満45歳以下の者である。 |
| | | 主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者である。 |
| | | 3年以上継続して林業に従事すると見込まれる者である。 |
| | | これまでに林業に従事したことがない者である。 |
| | 就労相談員設置活動事業 | 報酬額は、1人1日当たり5,500円以内である。 |
| | | 年間業務日数は、60日以内である。 |
| | 新規参入定住化促進事業 | 年間就労日数180日以上を条件に協同組織及び林業事業体に直接雇用された当該年度の4月1日現在で満45歳以下の者である。 |
| | | 主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者である。 |
| 林業担い手育成事業 | 林業技術修得促進(派遣研修) | 満60歳未満の主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者である。 |
| | | 旅費交通費の確認 |
| | 林業技術修得促進(新規参入者研修) | 新規就労後1年未満の主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者である。 |
| | | 研修内容、経費の確認 |
| 多能工技能者等養成研修 | 満60歳未満の主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者である。 | |
| | 研修経費、受講者手当の確認 | |
| 林業作業士養成研修 | センターが林業作業士養成研修の研修生として認定した者である。 | |
| | 研修経費、受講者手当の確認 | |
| 高性能林業機械利用促進事業 | 高性能林業機械貸付助成 | 原則として民有林の施業が2分の1以上である。 |
| | | 基金と協定を結んでいる機種で、15日以上5ヶ月以内の申請である。 |
| | 高性能林業機械運搬費助成 | 貸付助成をした機種である。 |
| | | 最寄りの営業所からの運搬費で5万円以内である。 |